

# 2020年版『合格のトリセツ 基本テキスト』の訂正につきまして

2021年2月12日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2020年版 行政書士 合格のトリセツ 基本テキスト』第1刷の記載につきまして訂正がございます。大変おそれいたしますが、下記の内容をご確認ください。

## GD05826 『2020年版 行政書士 合格のトリセツ 基本テキスト』第1刷

### 第1分冊【第1編 憲法】

#### (p.10) 側注 ★2 用語の意味 (4行目)

が記載されいる、本

↓ (訂正)

が記載されている、本

#### (p.21) 【公務員の人権】(表)

政治活動

→合憲 (目黒 掘越 事件/最

↓ (訂正)

→合憲 (目黒 堀越 事件/最

#### (p.90) 側注 ★1 ワンポイント (1行目)

国家議員は、自己の

↓ (訂正)

国会議員は、自己の

#### (p.100) 【国会の権能と議院の権能】(表)

②議院の資格争訟の裁判 (55条)

↓ (訂正)

②議員の資格争訟の裁判 (55条)

⑥議院の懲罰 (58条2項)

↓ (訂正)

⑥議員の懲罰 (58条2項)

#### (p.103) 【内閣の権能】(表)

一般行政事務

①法律を誠実に執行し、国務を整理する

↓ (訂正)

①法律を誠実に執行し、国務を総理する

#### (p.111) 【裁判官の身分保障など】(表)

指名  
および  
任命

その他の裁判官  
最高裁判所の指名した者  
の名簿によって、内閣が

↓ (削除)

その他の裁判官  
内閣が

(p. 116) 【天皇の国事行為】(表)

7条の国事行為 ⑨外国の大使および行使を接受すること。

↓ (訂正)

⑨外国の大使および公使を接受すること。

第2分冊【第2編 民法】

(p. 28) 側注 ★7 あとまわしOK (5行目)

ばA Cの婚姻は復活

↓ (訂正)

ばA Bの婚姻は復活

(p. 41) 講義図解「第三者による詐欺のイメージ」(下から2行目)

Aは、Bが悪意や重過失があった場合しか

↓ (削除)

Aは、Bが悪意や過失があった場合しか

(p. 56) 講義図解「本人が無権代理人を単独相続した場合」

②追認拒絶?

↓ (訂正)

③追認拒絶?

(p. 65) 講義図解

消滅時効のイメージ

↓ (訂正)

時効の利益の放棄のイメージ

(p. 72) 講義図解「物権的請求権」物権的妨害排除請求権

①Aの建物を

↓ (追加) ↓ (追加)

①Aの土地の上に建物を建てて

(p. 76) 講義図解「詐欺取消後の第三者」(下の図)

②売買

③取消し

↓ (訂正)

↓ (訂正)

③売買

②取消し

(p. 76) 側注 ★3 野畑のズバツと解説 (6行目~9行目)

その代わりに、②の売買でB→Cの物権変動が、③の取消しでB→Aの物権変動が

↓ (訂正)

↓ (訂正)

その代わりに、②の取消しでB→Aの物権変動が、③の売買でB→Cの物権変動が

(p. 92) 側注 ★4 ワンポイント (4行目)

は自己持分の 1/3の

↓ (訂正)

は自己持分 (1/3) の

(p. 94) 【所有の意思の有無】(表)

自主占有		取得時効は <u>成立しない</u>	→ (訂正) →	取得時効は <u>成立する</u>
他主占有		取得時効は <u>成立する</u>	→ (訂正) →	取得時効は <u>成立しない</u>

(p. 98) 側注 ★3 ワンポイント (2行目～3行目)

の登記がなければ主張できなかつたこと

↓ (訂正) ↓ (訂正)

の登記がなくとも主張できたこと

(p. 101) 講義図解「抵当権の設定がある場合」(下から3行目)

抵当権者であるA、一般債権者であるCに……………

↓ (追加)

抵当権者であるAは、一般債権者であるCに……………

(p. 150) 1 分割債務 (本文2行目)

円の建物を購入した場合、原則として各自200万円の債務

↓ (訂正)

円の車を購入した場合、原則として各自200万円の債務

(p. 158) 過去問チャレンジ (解説)

× 主債務者に生じた事由はすべて連帯保証人に影響する (この点は、……………)

↓ (訂正)

○ その通り。債権者が連帯保証人に対してした債務の履行の請求は、主債務者に影響しない。なお、主債務者に生じた事由はすべて連帯保証人に影響する (この点は、

(p. 195) 講義図解「土地工作物責任」(下から2行目)

②所有者Bが損害賠償責任を

↓ (訂正)

②所有者Cが損害賠償責任を

(p. 206) 【普通養子と特別養子】(表)

養子適格		<u>6歳未満</u>
		↓ (改正/2020年4月1日施行)
		<u>15歳未満 (2020年4月1日から)</u>

(p. 206) 側注 ★3 あとまわしOK (4行目～8行目)

た。改正の日から1年以内に施行となるため、2020年4月1日までに施行された場合は、養子適格が15

↓ (訂正)

た。2020年4月1日に施行されることになりましたから、2020年度の出題範囲に含まれます。養子適格が15

### 第3分冊【第3編 行政法】

#### (p. 37) 講義図解「瑕疵ある行政行為」

→ 違法 —

↓ (訂正)

→ 適法 —

#### (p. 49) 【行政上の強制執行の分類】(表)

執行罰 (砂防法)	例：砂防指定地において土石の採取をするごとに過料を課す。
--------------	------------------------------

↓ (訂正)

例：砂防指定地において土石の採取をするごとに過料を科す。

#### (p. 49) 【行政上の強制執行の分類】(表)

強制徴収 (国税徴収法)	<u>義務を履行しない(代替的・非代替的、作為・不作為を問わない)義務者自身の身体または財産に対して直接実力を加えて義務の内容を実現する方法の強制執行。</u>
-----------------	--

↓ (訂正)

公法上の金銭納付義務の不履行について、強制的な手段によって義務が履行されたのと同様の結果を実現すること。

#### (p. 53) ここがポイント 条文解説(4行目)

をする時期、派遣する責任者の指名、代執行にかかる費用の

↓ (訂正)

をする時期、派遣する責任者の氏名、代執行にかかる費用の

#### (p. 57) ここがポイント 秩序罰(2行目)

→法律違反者に秩序罰を科すには、裁判所が非訟事件訴訟法

↓ (訂正)

→法律違反者に秩序罰を科すには、裁判所が非訟事件手続法

#### (p. 74) 6 情報の提供(本文3行目)

た際にはできる限る答えるよう努力義務が課せられていま

↓ (訂正)

た際にはできる限り答えるよう努力義務が課せられていま

#### (p. 77) 【処分基準の設定・公表】(表)

処分基準を公に すること	<u>定め</u> るよう努めるものとする。
-----------------	------------------------

↓ (訂正)

公にするよう努めるものとする。

(p. 90) 【結果の公示】(表)

意見公募手続を実施したが命令等を定めなかった場合(41条4項)

→(訂正)→

意見公募手続を実施したが命令等を定めなかった場合(43条4項)

(p. 92) ③処分の性質上、行政手続法の適用になじまない手続

15号 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の

↓(訂正)

審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の

(p. 93) 過去問チャレンジ(問題文2行目)

うに当たっては、行政手続法の定める聴聞を行わなければならない。[13-26-5]

↓(訂正)

うに当たっては、行政手続法の定める聴聞を行わなければならない。[13-26-5]

(p. 103) 講義図解「審理手続の流れ」

⑥審理手続の終結

↓(追加)

⑥審理手続の終結(41条)

(p. 111)(表)

[審査庁が上級行政庁とそれ以外の行政庁の場合の比較]

↓(追加)

[審査庁が上級行政庁または処分庁の場合とそれ以外の行政庁の場合の比較]

(p. 117) 講義図解「再調査の請求ができると誤って教示した場合」

(22条1項)

↓(訂正)

(22条3項)

(p. 118) はじめに

本節では、行政不服審査法に規定されている教示制度について学習します。

誤った教示がされた場合の処理について、講義図解を中心に確認しておきましょう。

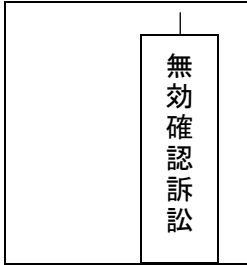
↓(訂正)

↓(削除)

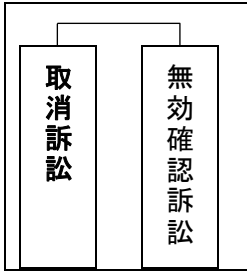
本節では、行政不服審査法の適用除外について学習します。

(p. 123) 講義図解「訴訟類型」

★ 2021年2月12日追加



↓ (追加)



(p. 127) **ここがポイント** 原処分主義 (下から1行目)

求めることができない (10条 1項)。

↓ (訂正)

求めることができない (10条 2項)。

(p. 135) (表)

優良運転者の記載のない運転免許更新取消 (最判平21.2.27)	免許の有効期間の経過	<u>× (消滅)</u>
-------------------------------------	------------	---------------

↓ (訂正)

○ (存続)

(p. 137) (表)

[出訴期間の比較]

↓ (追加)

[審査請求期間と出訴期間の比較]

(p. 140) 講義図解

訴えの併合 (16条)

↓ (追加)

訴えの併合 (16条 ~19条)

(p. 146) **4** 内閣総理大臣の異議 (下の表)

[裁判所による執行停止ができる場合]

↓ (訂正)

[内閣総理大臣の異議があった場合]

(p. 157) 【仮の義務付けの要件】(表)

(37条の5第3項) るときは、執行停止をすることができない。

↓ (訂正)

るときは、仮の義務付けをすることができない。

(p. 159) **ここがポイント** 差止め訴訟 (上から4行目)

きる (37条の4第1項)。

↓ (訂正)

きる (37条の4第3項)。

(p. 159) **ここがポイント** 差止め訴訟 (下から2行目 ~ 下から1行目)

※その損害を避けるためほかに適当な方法がない場合は提起できない (37条の4第3項)。

↓ (訂正)

↓ (訂正)

※その損害を避けるためほかに適当な方法がある場合は提起できない (37条の4第1項)。

(p. 186) **2** 特別地方公共団体 (本文3行目)

財産区の3つです (2条1項)。

↓ (訂正)

財産区の3つです (1条の3第3項)

(p. 188) 【地方公共団体の事務】(表)

★ 2021年2月12日追加

法定 受託 事務	【第1号法定受託事務】
	り市町村・特別区が処理することとされている事務 例：戸籍事務・国政選挙に関する事務

↓ (追加)

り都道府県・市町村・特別区が処理することとされている事務  
例：戸籍事務・国政選挙に関する事務

(p. 190) 【議員について】(表)

議員定数 条例で定める (90条1項・91条2項)。

↓ (訂正)

条例で定める (90条1項・91条1項)。

(p. 197) 講義図解「不信任決議と解散」

10日以内に長が  
議会解散しない

↓ (追加)

10日以内に長が  
議会を解散しない

10日以内に長が  
議会解散しない

↓ (訂正)

10日以内に長が  
議会を解散

## 第4分冊【第4編 商法】

(p. 24) 講義図解「会社設立の流れ」(下から5行目)

設立総会

↓ (訂正)

創立総会

(p. 31) ③ 第三者に対する責任 (本文2行目)

失で第三者に損害に損害を生じさせてしまった場合、第三者

↓ (削除)

失で第三者に損害を生じさせてしまった場合、第三者

(p. 42) 講義図解「単元株制度」

併合前

併合後

↓ (訂正)

↓ (訂正)

導入前

導入後

(p. 50) (下の表)

[取締役の役割]

↓ (削除)

[取締役]

(p. 57) 側注 ★4 あとまわしOK (3行目)

以上は社外取締役で

↓ (訂正)

以上は社外監査役で

(p. 58) ② 会計監査人 (本文1行目)

会計参与は、株式会社の計算書類の作成が適正に行われて

↓ (訂正)

会計監査人は、株式会社の計算書類の作成が適正に行われて

(p. 58) 講義図解「公開会社かつ大会社における会計監査人」

代表取締役

会計監査役

↓ (訂正)

会計監査人



## 第5分冊【行政書士試験六法】

### (16) 民法 148 条 1 項 4 号

改正前	改正後
(強制執行等による時効の完成猶予及び更新) 第148条  四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続	(強制執行等による時効の完成猶予及び更新) 第148条  四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続又は同法第204条に規定する第三者からの情報取得手続

※ 2019年5月17日に公布された「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」により、民法 148 条 1 項 4 号中「財産開示手続」の下に「又は同法第 204 条に規定する第三者からの情報取得手続」が加えられました（2020年4月1日施行）。

### (80) 民法 817 条の 5

改正前	改正後
(養子となる者の年齢) 第817条の5 第817条の2に規定する請求の時に6歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。	(養子となる者の年齢) 第817条の5 第817条の2に規定する請求の時に15歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者についても、同様とする。 2 前項前段の規定は、養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15歳に達するまでに第817条の2に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。 3 養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

※ 2019年6月14日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限が原則6歳未満（例外8歳未満）から原則15歳未満に引き上げられました（2020年4月1日施行）。

以上のように、訂正してお詫びいたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部